

MMF等の運営に関する規則に関する細則の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>MR F及びMMFの運営に関する規則に関する細則</u></p> <p>(目的) 第1条 この細則は、<u>MR F及びMMFの運営に関する規則（以下「規則」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(資金の借入の限度額) 第2条 <u>規則第19条第4項</u>に規定する細則に定める限度額は、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第4条の規定を適用する。</p> <p>(償還金等が不確定な仕組債) 第3条 <u>規則第22条第7項</u>に規定する細則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 (1)～(6) (省略)</p> <p>(WAM方式の平均残存期間の計算方法) 第4条 <u>規則第24条</u>に規定する組入資産のWAM (Weighted Average Maturity : 加重平均満期) 方式の<u>平均残存期間</u>は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券</p>	<p style="text-align: center;"><u>MMF等の運営に関する規則に関する細則</u></p> <p>(目的) 第1条 この細則は、<u>MMF等の運営に関する規則（以下「規則」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(資金の借入の限度額) 第2条 <u>規則第2条第4項及び第19条第4項</u>に規定する細則に定める限度額は、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第4条の規定を適用する。<u>この場合において、規則第2条第4項に規定する限度額については、同条第1項中「有価証券等の入金日の5営業日」とあるのは「有価証券等の入金日の20営業日」と読み替えて適用する。</u></p> <p>(償還金等が不確定な仕組債) 第3条 <u>規則第6条第7項及び第22条第6項</u>に規定する細則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 (1)～(6) (同左)</p> <p>(WAM方式の平均残存期間の計算方法) 第4条 <u>規則第7条</u>に規定する組入資産のWAM (Weighted Average Maturity : 加重平均満期) 方式の<u>平均残存期間（規則第24条において準用する場合を含む。）</u>は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された</p>

新	旧
<p>等の組入額（信託財産の評価及び計理等に関する規則に基づき評価した額をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</p>	<p>一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額（信託財産の評価及び計理等に関する規則に基づき評価した額をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</p>
<p>(1) ~ (4) (省 略)</p>	<p>(1) ~ (4) (同 左)</p>
<p>2~3 (省 略)</p>	<p>2~3 (同 左)</p>
<p>(WAL方式の平均残存期間の計算方法)  第4条の2 <u>規則第24条</u>に規定する組入資産のWAL（Weighted Average Life：加重平均残余期間）方式の<u>平均残存期間</u>は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</p>	<p>(WAL方式の平均残存期間の計算方法)  第4条の2 <u>規則第7条</u>に規定する組入資産のWAL（Weighted Average Life：加重平均残余期間）方式の<u>平均残存期間（規則第24条において準用する場合を含む。）</u>は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</p>
<p>(1) ~ (3) (省 略)</p>	<p>(1) ~ (3) (同 左)</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和 年 月 日から実施する。</u></p>	